

鯨類標本の提供について

特定非営利活動法人ストランディングネットワーク北海道（SNH）は、以下の条件で鯨類標本を提供いたします。

1. SNH は、標本を無償で提供しますが、別途定めた標本提供手数料を申し受けます。
2. 標本提供にあたり、SNH は知的財産権を放棄します。
3. 標本の提供にあたり、SNH は標本に関する可能な限り正確な情報を添付します。SNH は、収集した標本の提供先を含む標本に関する情報を公開することがあります。
4. 標本の提供後の標本の使用、破棄については、SNH に特段の許可を求めたり・連絡をしたりする必要はありません。なお、標本を第三者に譲渡する場合は、SNH の求めがあれば開示できるように譲渡先を記録してください。
5. 標本を用いた研究成果を公表する際には、SNH から標本の提供を受けた旨、記載してください。
6. 標本が、危険な特性等を有している可能性があること、あるいは特定の目的に合致しているとは限らないことがあります。標本の利用によって損失が生じても、SNH は責任を負いません。
7. 標本の提供にあたっての送料はご負担ください。
8. SNH は標本の所持および譲渡に関して、「漁業法」(昭和 24 年法律第 267 号)等、該当する日本の法令及びガイドラインに従い、漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和 38 年農林省令第 5 号）等、当該関連法令等に基づく手続きを行っております。
9. ご不明の点がございましたら、SNH へお問い合わせください。

特定非営利活動法人ストランディングネットワーク北海道
〒041-0821 北海道函館市港町 3-1-1 北海道大学内
Email: snh-staff@kujira110.com
Tel: 090-1380-2336

標本提供手数料

非営利学術利用：	11,000 円～
営利目的利用：	22,000 円～